5　法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該書面の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を記載し、審判手続の事務を行う職員が記名する方法とする。

6　法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明する方法は、当該電磁的記録の内容が当該事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨及び審判手続の事務を行う職員の氏名を記録する方法とする。

7　法第三十四条の五十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める電磁的記録を提供する方法は、第四項各号に掲げる方法とする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第七十四条　法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する方法によってする同項に規定する申立て等（以下この条において「電子申立て等」という。）は、当該電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする同項に規定する申立て等に関する法令の規定により同項に規定する書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

3　法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

4　法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機からその氏名又は名称を入力することとする。

（延滞金の徴収）

第七十五条　［略］

［条を加える。］

（延滞金の徴収）

第六十九条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（次項において「新課徴金府令」という。）第十五条及び第六十三条第三項後段の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に改正法第二条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の公認会計士法（次項において「新公認会計士法」という。）第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、施行日前に改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法（次項において「旧公認会計士法」という。）第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

2　新課徴金府令第六十三条の規定は、施行日以後に新公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続について適用し、施行日前に旧公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。